

令和5年10月23日 開会
令和5年10月23日 閉会
第 30 回
(通算第 219 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 9 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年10月10日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和5年10月23日
2 場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 30 回吉賀町農業委員会会議録																					
招集年月日	令和5年10月23日																				
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室																				
応招委員	<table border="0"> <tr> <td>会長 齋藤学</td> <td>代理 三井利民</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2番 藤井和子</td> <td>3番 森下保</td> <td>4番 尾崎勝典</td> <td>5番 正木潤一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6番 河野達</td> <td>7番 山吹寛</td> <td>8番 田淵文雄</td> <td>9番 見川恒栄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10番 田村薫平</td> <td>11番 河口貴哉</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	会長 齋藤学	代理 三井利民				2番 藤井和子	3番 森下保	4番 尾崎勝典	5番 正木潤一		6番 河野達	7番 山吹寛	8番 田淵文雄	9番 見川恒栄		10番 田村薫平	11番 河口貴哉			
会長 齋藤学	代理 三井利民																				
2番 藤井和子	3番 森下保	4番 尾崎勝典	5番 正木潤一																		
6番 河野達	7番 山吹寛	8番 田淵文雄	9番 見川恒栄																		
10番 田村薫平	11番 河口貴哉																				
農地利用最適化推進委員	<table border="0"> <tr> <td>潮民雄</td> <td>茅原忠夫</td> <td>河野雅俊</td> <td>近藤彰彦</td> </tr> <tr> <td>齋藤一政</td> <td>田中一成</td> <td>橋本俊郎</td> <td>房崎主税</td> </tr> <tr> <td>三浦浩明</td> <td>右田巧</td> <td>本廣順保</td> <td></td> </tr> </table>	潮民雄	茅原忠夫	河野雅俊	近藤彰彦	齋藤一政	田中一成	橋本俊郎	房崎主税	三浦浩明	右田巧	本廣順保									
潮民雄	茅原忠夫	河野雅俊	近藤彰彦																		
齋藤一政	田中一成	橋本俊郎	房崎主税																		
三浦浩明	右田巧	本廣順保																			
不応招委員	なし																				
出席委員	<table border="0"> <tr> <td>会長 齋藤学</td> <td>代理 三井利民</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2番 藤井和子</td> <td>3番 森下保</td> <td>4番 尾崎勝典</td> <td>5番 正木潤一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6番 河野達</td> <td>7番 山吹寛</td> <td>8番 田淵文雄</td> <td>9番 見川恒栄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10番 田村薫平</td> <td>11番 河口貴哉</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	会長 齋藤学	代理 三井利民				2番 藤井和子	3番 森下保	4番 尾崎勝典	5番 正木潤一		6番 河野達	7番 山吹寛	8番 田淵文雄	9番 見川恒栄		10番 田村薫平	11番 河口貴哉			
会長 齋藤学	代理 三井利民																				
2番 藤井和子	3番 森下保	4番 尾崎勝典	5番 正木潤一																		
6番 河野達	7番 山吹寛	8番 田淵文雄	9番 見川恒栄																		
10番 田村薫平	11番 河口貴哉																				
農地利用最適化推進委員	<table border="0"> <tr> <td>潮民雄</td> <td>茅原忠夫</td> <td>河野雅俊</td> <td>近藤彰彦</td> </tr> <tr> <td>齋藤一政</td> <td>田中一成</td> <td>橋本俊郎</td> <td>房崎主税</td> </tr> <tr> <td>三浦浩明</td> <td>右田巧</td> <td>本廣順保</td> <td></td> </tr> </table>	潮民雄	茅原忠夫	河野雅俊	近藤彰彦	齋藤一政	田中一成	橋本俊郎	房崎主税	三浦浩明	右田巧	本廣順保									
潮民雄	茅原忠夫	河野雅俊	近藤彰彦																		
齋藤一政	田中一成	橋本俊郎	房崎主税																		
三浦浩明	右田巧	本廣順保																			
欠席委員	<table border="0"> <tr> <td>農業委員</td> <td>9番 見川恒栄</td> </tr> <tr> <td>農地利用最適化推進委員</td> <td>10番 田村薫平 11番 河口貴哉</td> </tr> </table>	農業委員	9番 見川恒栄	農地利用最適化推進委員	10番 田村薫平 11番 河口貴哉																
農業委員	9番 見川恒栄																				
農地利用最適化推進委員	10番 田村薫平 11番 河口貴哉																				
欠員	なし																				
本回の議長	会長 齋藤学																				
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央																				
開会	議長は 9時00分 開会を宣告																				
閉会	議長は 9時30分 閉会を宣告																				
本回提出議案及び日程	別紙のとおり																				
議事録署名委員の指名	河野 達 山吹 寛																				
会期の決定	令和5年10月23日																				
開議	令和5年10月23日																				
備考																					

第 30 回農業委員会
(通算第 219 回)

令和5年10月23日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 非農地証明書の交付申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局	<p>本日の欠席の方は、見川さん、田村さん、河口さんで、農業委員さん12名の内9名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として河野達委員、山吹委員を指名します。</p> <p>議案第1号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号の1番について説明します。</p> <p>農地の所在は○、地目 畑、面積○㎡です。所有者は○さん、○の方です。非農地の事由は、ここに戦前に建てられた居宅があり、現在も使用しておられます。今後も農地として利用することは考えられず、農地への復旧も困難であるとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今事務局からお話がありましたように、すでに今建つとところでございます。この地域に関しまして、非農地証明の確認をしていただく、という事になっておりますので、ただ今より3名の委員さんのご指名をしたいと思いますので皆さん、承認をよろしくお願いします。</p> <p>まず、河野達委員、それから三浦委員、房崎委員、この3名の方にお問い合わせいたします。</p> <p>非農地証明の書類については、後ほど事務局の方からお渡ししますので、それをもって確認をしていただき、次の農業委員会の席において、発表いただくという形になろうかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>この3名さんの委員の選定につきまして、みなさん、よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>議案第1号の2番について説明します。</p> <p>農地の所在は○、地目 田、面積○㎡です。所有者は○さん、○の方です。非農地の事由は長年にわたり耕作しておらず、狭小地であり石積み擁壁で機械が入ると崩れる可能性があり、今後も耕作する見込みがないためです。</p>

議 長	<p>以上です。</p> <p>この2号の案件につきましても○でございます。非農地証明の現地調査の方の3名のご指名をこちらの方でしたいと思えます。</p> <p>1号とまったく同じでありまして、河野委員さん、三浦委員さん、房崎委員さん方をお願いをいたしたいと思いますと思えますが、みなさんよろしいですか？</p> <p>はい、それでは、よろしくお願ひしたいと思えます。書類については後ほどお渡しいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号について説明します。</p> <p>農地の所在は○、地目は畑、面積○㎡です。</p> <p>譲渡人は○さん、○の方、譲受人は○さん○の方です。</p> <p>申請地の場所は、○から○のところにある農地です。</p> <p>譲受人である○さんはこの農地の隣の家に住む予定です。譲受人は、申請の農地で野菜を栽培されるとのことです。</p> <p>機械はトラクター等を所有されています。有償譲渡で10aあたり85万円ということなんです。</p> <p>○さんは隣接する畑を所有して耕作されたいそうです。周囲の農業経営方針を確認して耕作されるそうなので問題ないと思えます。万一苦情等あった場合は責任を持って対処されるとのことです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは説明は終わります。</p> <p>この1号の案につきまして、現地の方の担当者の河野委員さんに、ご報告よろしくお願ひします。</p>
河野達委員	<p>おはようございます。</p> <p>先般譲り渡し人の○さんと、○さんはIターンの方でございまして、移住関係のお世話をしている企画課の木村さんにも色々聞き取りをしてまいりました。</p> <p>利用要件につきましては、○さんは、現在○周辺に農地を借りて耕作しております。農作業の従事要件ですが、夫婦で○に勤められて、勤めながら農業に</p>

	<p>従事しとります。地域の調和要件ですが、今回所有する農地は〇㎡で家庭菜園的な農地になりますので、周辺の農地に影響を与えるようなものではありません。以上の理由で、この申請は妥当と思います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今現地の方の報告は終わりました。</p> <p>では、みなさんの意見を拝聴したいと思います。</p> <p>ご意見のある方、挙手でよろしくお願いします。</p> <p>よろしゅうございますか？</p> <p>それでは採決の方に移らせていただきたいと思います。</p> <p>この案件につきまして賛成の委員の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、認可されました。</p>
事務局	<p>それで農地法第3号の2番目でございます。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p> <p>議案第2号について説明します。</p> <p>農地の所在は〇、地目は田、面積〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇さん、〇の方、譲受人は〇さん〇の方です。</p> <p>申請地の場所は、〇から〇のところにある農地です。</p> <p>譲受人である〇さんは、この農地で水稻を栽培されるとのことでした。</p> <p>機械はトラクター、コンバイン等を所有されています。無償譲渡だそうです。</p> <p>周辺地域との関係ですが、地域の農地の利用調整に協力され、農薬等は地域の防除基準に従われるそうです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>この件につきましても、担当の〇でございますので、農業委員田淵さんですけど、河野さんが非常に詳しいという事で河野さんの方で、説明をよろしくお願いします。</p>
河野雅俊委員	<p>おはようございます。</p> <p>今の件ですが、説明通り、問題はないと思います。</p> <p>以前も〇さんから〇さんへという筆があったそうで、それに合わせて今回の流れになったそうです。</p>

以上です。

議 長

ありがとうございました。

前回にも〇さんから〇さんへという事で、申請が出ておった、という事でございます。そういった事の現状もあります。

それでは、皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手でよろしくをお願いします。

よろしゅうございますか？

はい、それでは、決を取りたいと思います。

それでは、この案件につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので認可されました。

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第 3 号について説明します。

この農用地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。

基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。

新規のみ読み上げます。

《読み上げ》

以上ご審議をお願いします。

議 長

はい、以上事務局の方の説明でございました。

これからはご意見を求めたいと思います。

ご意見のある方、挙手でよろしくをお願いします。

ないですか？はい、それでは、全体を通しまして、裁決をいたしたいと思えます。

利用権の集積計画につきましての賛成の方の農業委員の挙手を求めます。

はい、全員賛成でございますので、認可されました。

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします

事務局

5ページをご覧ください。この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが合意解約された案件の届出です。

場所は○ですが、さきほどの議案第2号の1番で所有権移転の申請があった農地です。

以上で説明を終わります。

続きまして、報告第2号について説明します。

農業用施設を建設する場合の届出についてです。

この届出は、自分で耕作する農地に200㎡未満の農業経営施設を建設する場合は、農地転用許可は不要ですが、農地の転用届を出していただきます。この度その届が出されたので報告します。

農地の所在は○、現況畑、農地の面積○㎡、届出人は○さん、○の方、農業用倉庫で建物の面積は○㎡、転用面積○㎡です。転用理由は農業倉庫です。こちらは、追認となります。先ほどの議案第2号1番の○の所有権移転をする農地に建っています。

議長

以上、本日の提出しました議案につきまして、終了いたしました。

茅原委員

ちょっとええですかいね？

○で、○さんの農地を○が資材置き場にする、という事で許可したと思いますが、最近あそこに「貸地」という事で看板が立っているんですが、もし「貸地」が目的であったら、あの時の申請は虚偽の申請になるんじゃないかと思うんですが、地元委員、会長、事務局の方で、何か分かっておれば教えて下さい。分からねば次回でもお願いします。

議長

この案件につきましては、2、3問い合わせが入ってきております。

で、私も事務局の方に問い合わせをして、まだ完了報告の方が出てきていません、農業委員会の方にですね。この完了報告が出てきて、対応しようと考えておりますが、今の現状では、あのままでは少しまずいのではなかろうか、いう案件はもっておりますが、あとは、事務局の方で調査をさせていただきたい、という風に考えております。

森下委員

地元の方では全く、何の情報もありません。私のもとにも

茅原委員

もし、あれが虚偽であったら、原状復帰命令までいくんですか？

事務局

すみません。原状復帰命令については、調べてみないとわかりません。

茅原委員

だったら、大嘘を書いて出したら、農業委員会に出したら皆通るとい
うことになるよ

事務局

そうですね。

茅原委員

そんな事で農業委員はいいんですかね？

もう、次回に回しましょう。

事務局

今の案件については、また次回に調査結果を報告したいと思います。

午前 9時 30分閉会